

国保の保険料(税)

国保(国民健康保険)は、病気やケガに備えて加入者が保険料(税)を出し合う相互扶助の制度です。保険料(税)の決め方や納め方について理解を深め、納付にご協力をおねがいします。

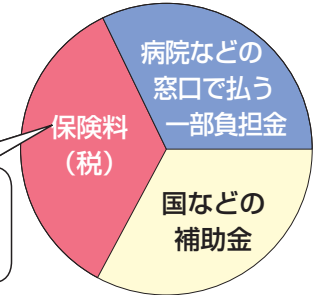
保険料(税)の決め方

保険の財源となる保険料(税)は、運営する保険者(市町村及び国保組合)ごとに決められます。その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料(税)として各世帯に割り当てます。保険料(税)の割り当て方は、下記の4つの中から各保険者が決定し、一世帯当たりの保険料(税)が決まります。



※後期高齢者医療制度の創設により、国保被保険者の保険料(税)が軽減される場合があります。

その年度に
予想される医療費



保険料(税)の納め方

- 保険料(税)を納める納付義務は、国保の加入者であるなしにかかわらず、各世帯の世帯主にあります。
- 国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出を出した日ではありませんので、注意しましょう。



年齢による納め方

40歳未満の人	40歳～65歳未満の人	65歳以上75歳未満の人	
医療分 + 後期高齢者支援金分	医療分+介護分 + 後期高齢者支援金分	医療分 + 後期高齢者支援金分	介護分
国保の保険料(税)として納付 <small>※介護保険料はかかりません</small>	合計した額を国保の保険料(税)として納付	国保の保険料(税)として納付	介護保険料として納付

世帯の国保の加入者がすべて65歳～75歳未満の人の場合

年金額が年額で18万円未満 (介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える)	▶	納付書または 口座振替で納めます
年金額が年額で18万円以上	▶	年金から天引きで納めます

※平成21年度から、年金から天引き対象の人は申請をしないと口座振替に変更できません。

保険料(税)を滞納すると、こんな措置がとられます。

特別な事情がないのに保険料(税)を納めないでいると、督促を受けたり、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合もあります。さらに滞納すると以下のような取り扱いを受けます。



1年以上滞納すると…

「被保険者資格証明書」が交付されます。この場合、医療費の支払がいったいん全額自己負担となります。

※「資格証明書」が交付される世帯の中学生以下(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の被保険者には、「短期被保険者証」が交付されます。

1年6ヵ月以上滞納すると…

国保の給付(出産育児一時金、葬祭費など)が一時差し止められることがあります。

※財産の差し押えを受ける場合もあります。